



くらしのあんしん♥おてつだい♥

日常生活自立支援事業

高齢者や障害者の方の福祉サービスの利用や日常的なお金の出し入れなどをお手伝いします。



1 制度の概要

～日常生活自立支援事業とは？～

日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力に不安を抱える方が地域で安心して生活できるよう、社会福祉士の資格をもつ社協職員(専門員)が相談にのり支援計画を立て、その後担当の社協職員(生活支援員)が定期的に訪問し、ご本人を支援する取り組みです。

支援内容は、福祉サービス利用のための手続きの援助や、日常的な金銭管理のお手伝い等です。

2 利用状況と主な効果

～社協にとって大切な事業のひとつになっています～

事業開始から平成22年度末までの福井市社協における相談件数の総数は7155件、利用契約件数も247件にのぼっています(22年度末時点での実利用件数は117件)

事業を利用することで、次のような効果が得られます。

- ① 見守り活動の一環となる(一人暮らし高齢者の場合など)。
- ② 親族等からの金銭搾取や訪問販売等悪質商法などを発見し早期対応につなげることができる。
- ③ 日常的な金銭管理を行うことにより、
 - ア 税金や公共料金等の支払い忘れや滞納を防止できる。
 - イ 計画的にお金を使えるようになる。
- ④ 通帳等を預かることにより、紛失等が防げる。
- ⑤ これらのことによりご本人の生活基盤が安定する。また、遠方にいるご家族も安心できる。



3 現状と課題

～利用者の増加とニーズの多様化～

事業の利用契約者は年々増加していますが、高齢社会の進行や認知症高齢者・独居高齢者等の増加、施設・病院から地域移行を進める国の政策の流れなど、今後ますます増加するものと予測されます。

事業の利用に繋がるケースは「家賃や公共料金等の支払いが上手くできない」「通帳等を失くしたり、どこに片づけたかわからなくなってしまふ」など日常的な金銭管理に不安がある方が多いのですが、ここ数年はこれらに加え、借金・多重債務による生活苦、家族等からの金銭搾取、利用者の家族が各々問題を抱えた多問題家族、家族と疎遠など利用者の生活問題が多様化・複雑化しています。

本事業でこれら全てを解決するのは難しいのですが、地域包括支援センターや福祉事務所など適切な関係機関に繋いだり、これまで社協が培ってきたネットワークを活かして民生委員や介護支援専門員、福祉関係機関等との連携・役割分担をする中で、利用者の生活を支えています。



～成年後見制度への移行～

事業の契約後、認知症の進行等により判断能力が著しく低下した場合等は成年後見制度に移行することになります。しかし、事業の利用者には、家族等との関係が悪く後見申立てを行う親族がいない方、また、低所得のために(利用者のうち約4割が生活保護受給者)後見制度にかかる費用が負担できない方が多く、後見制度の利用が進まないケースが少なくありません。

福井市社協では、家族等に申立てを働きかけるとともに、社会福祉士会や司法書士会による申立て支援の橋渡しや、市長による申立ての要請など、利用者の権利擁護の観点から成年後見制度移行への取り組みにも力を注いでいます。



主なサービス内容

1. 福祉サービスの利用のお手伝い

- ① サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報提供
- ② ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどの利用申し込みや契約のお手伝い
- ③ 福祉サービスへの不満などを担当窓口へ申し出るためのお手伝い など



2. 日常的なお金の管理のお手伝い

- ① 毎日の生活に必要なお金の出し入れ
- ② 医療費、電話料、税金などの支払い
- ③ 年金や福祉手当の受取り など



3. 大切な書類などのお預かり

- (盗難や火災から守るため、金融機関の貸金庫を利用して保管します。)
- ① 年金証書、不動産権利証、保険証書など大切な書類
 - ② 預金通帳や実印 など

利用料

- 1. 1回1時間まで1,000円(1時間を超える場合、30分ごとに500円追加となります。)
- 2. 大切な書類などのお預かり(書類等預かりサービス)を利用される場合は、貸金庫の利用料(月額500円)が別途必要です。



お問い合わせ

福井市高齢者・障害者
日常生活自立支援センター
(市社協内)
TEL 22-0225
FAX 26-9109